

石川県公報

令和4年3月18日（金曜日）

号 外

（第 23 号）

目 次

規 則		
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 1	○石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 1	
	○石川県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (同) 4	

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十八年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

第十九条中「第四項」の下に「並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第十八条第一項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営住宅条例施行規則（昭和五十九年石川県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

（添付書類の省略）

第三十一条 知事は、別記様式第二十三号の届出書の提出があつた場合、第二条第二項、第七条第二項、第八条第二項及び第九条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する添付書類その他添付することとされている書類の一部の添付を省略させることができる。

別記様式第二十二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第23号(第31条関係)

(表)
個人番号届出書

石川県知事 様

年 月 日

住 所

氏 名

私は、石川県県営住宅条例施行規則で定められた添付書類の省略を希望したいので、次のとおり届け出ます。なお、私以外の世帯員の個人番号及び特定個人情報の取扱事務については、私が個人番号関係事務実施者として番号確認及び身元確認を行いました。

ふりがな	続柄	個人番号															
氏 名																	
	本人																

備考

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第16条の規定により、個人番号を提供する際は、本人確認に必要な書類を提示し、その写しを提出してください。
- 2 本届出書により個人番号を届け出る方は、省略を希望する書類に記載された内容を知事が確認することに同意したものとみなします。
- 3 本人の代理人として個人番号を提供する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条の規定により、その権限を委任されたことを証する書面(委任状等)の提出が必要です。

(裏)
同意書

次の者は、知事が石川県県営住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を通じて地方税関係情報を取得することに同意します。

同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		本人
同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		
同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		
同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		
同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		
同意者	ふりがな		続柄
	氏 名		

備考

- 1 同意する者が自ら署名すること。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、委任状を併せて提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年三月十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

石川県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。)の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第二条 省令第四十九条第一項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 1 法第百二条第一項の規定による申請に係るマンションが同条第二項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の耐震診断の結果の妥当性を知事が適切であると認める者が証する書類
- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)第三十三条第一項の表に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図
- 2 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 法第百二条第一項の規定による申請をしようとする者は、省令第四十九条第一項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
- 3 省令第四十九条第二項第三号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 1 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の表一の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表の(ウ)項に掲げる図書
 - 1 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(容積率の特例に係る許可申請書に添付する図書等)

第三条 省令第五十二条第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- 1 付近見取図
- 1 配置図
- 2 各階平面図
- 3 床面積求積図
- 4 二面以上の立面図
- 5 二面以上の断面図
- 6 敷地面積求積図
- 7 その他知事が必要と認める図書又は書面

附 則

この規則は、公布の日から施行する。